

建設工事に係る入札制度 事業者向け説明会

第1回	令和3年12月23日(木)	三茶しゃれなあとホール
第2回	令和4年1月14日(金)	梅丘パークホール
第3回	令和4年1月17日(月)	三茶しゃれなあとホール
第4回	令和4年1月19日(水)	ブライトホール

1 開会の挨拶

2 公契約条例の周知等に関する取組みについて

- ・世田谷区公契約条例の概要
- ・労働報酬下限額周知カード及び周知確認書について

3 令和4年度からの建設工事に係る新しい入札制度について

- ・世田谷区建設工事総合評価方式
- ・その他の取組み
(予定価格の公表、現場代理人の兼任、入札における標準見積期間)

4 質疑応答

世田谷区公契約条例の概要

世田谷区公契約条例(H27.4～)の目的

適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ること 等

労働報酬下限額

《 対象案件 》

工事契約案件	：	予定価格 3, 0 0 0 万円以上
工事以外の契約案件	：	予定価格 2, 0 0 0 万円以上

《 適用される従事者 》

受注者（下請負者含む）のもと、対象案件の業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）

《 労働報酬下限額の金額 》

工事契約案件	：	東京都における公共工事設計労務単価の各職種の 8 5 %
工事以外の契約案件	：	時間単価1,130円（令和 4 年度から1,170円）

労働報酬下限額周知カード及び周知確認書について

労働報酬下限額周知カード

あなたの賃金を確認してください

この仕事には世田谷区公契約条例で、区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

◆対象となる方

受注者（下請負者含む）のもと、この業務に従事する方（一人親方、派遣労働者含む）

◆労働報酬下限額（令和4年4月1日発効）

建設工事：東京都の公共工事設計労務単価の85%
委託等：1時間あたり 1,170円

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合、世田谷区又は受注者（元請業者・雇用主）、指定管理者にご相談ください。

○世田谷区役所 問合せ先
世田谷区財務部経理課公契約担当
電話 03-5432-2965

※労働報酬下限額について詳しくは
区ホームページをご覧ください

※Please visit the official Setagaya City
website for further information. (Scan the
2D code on the right to open the website)



(表)

(裏)

周知確認書

世田谷区公契約条例における
労働報酬下限額の周知に係る確認書

契約件名

I 世田谷区公契約条例における労働報酬下限額の対象である本件について下記を実施しました。

1 労働報酬下限額の周知カードを本件に従事する労働者へ配布した。
又は次に掲げる事項を、書面等によって労働者に周知した。

(1) 世田谷区公契約条例及び労働報酬下限額の対象となる労働者の範囲

- ① 事業者又は下請負者に使用され、賃金を支払われる者
- ② 派遣労働者
- ③ 一人親方

(2) 労働報酬下限額

【工事請負契約の場合】

東京都の公共工事設計労務単価（令和3年3月現在）の51職種ごとの
単価の85%相当額（熟練労働者）

【工事以外の契約の場合】（各種業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定等）
1時間当たり1,170円

2 労働報酬下限額の周知ポスターを作業所等の労働者が見やすい場所に掲示した。
又は掲示できない、若しくは掲示しても労働者が確認できない事情があるため、
ポスターの内容を口頭又は書面等により労働者へ周知した。
※ポスターが掲示されていることがわかる写真を裏面に貼付又は周知方法を記載

II 世田谷区から労働報酬下限額の周知及び遵守について、聞き取りや賃金資料の提出
などの求めがあった場合は協力し、誠実に対応することを誓約します。

年 月 日

世田谷区長 あて

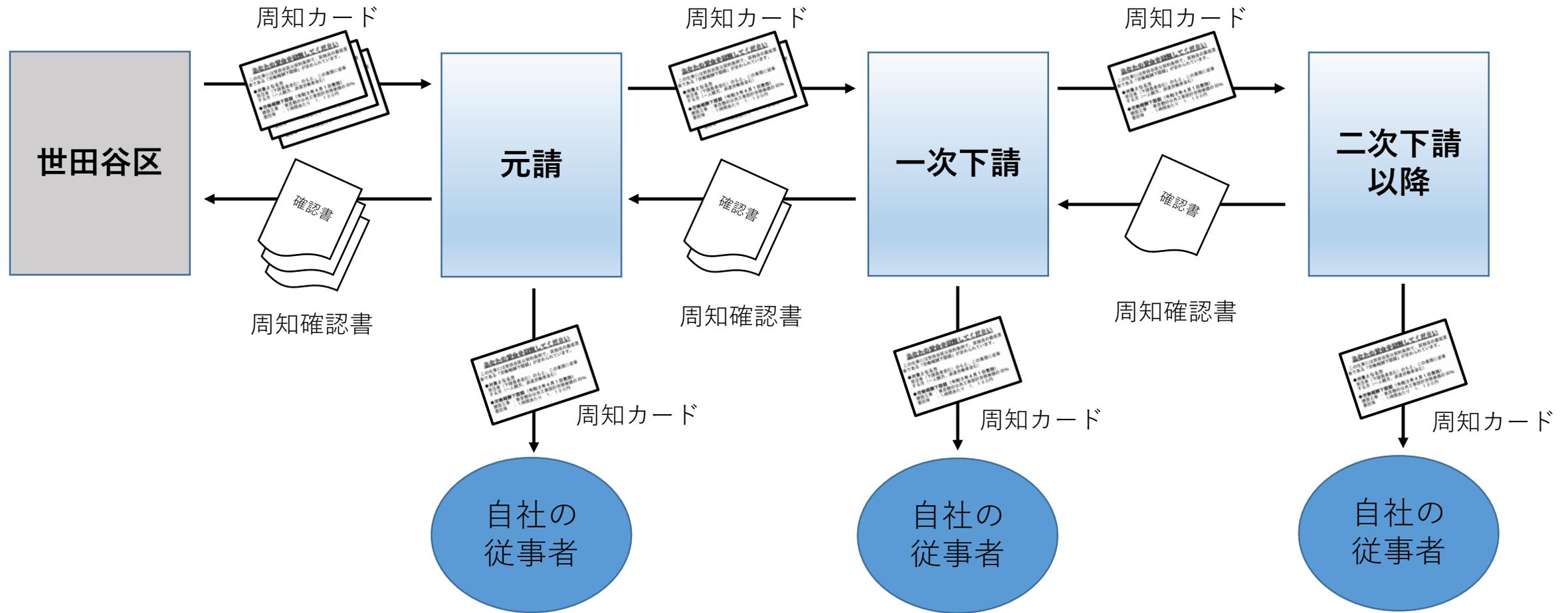
所在地

事業者名

代表者名

担当者名

連絡先



総合評価方式

- 価格だけでなく、価格以外の要素を含めて総合的に評価
- もっとも評価値の高い事業者が落札者となる

世田谷区の総合評価方式

- 施工能力審査型総合評価方式（平成21年度 試行開始、平成26年度 本格実施）

・ 価格点 + 施工能力評価点 + 地域貢献評価点

- 建設工事総合評価方式（令和4年度 試行開始）

・ 価格点 + 施工能力評価点 + 地域貢献評価点 + 公契約評価点

・ 価格評価に過度な低価格入札を抑制する仕組み

公契約条例の趣旨を反映



$$\begin{array}{|c|} \hline \text{評価値} \\ \hline (100 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格点} \\ \hline (50 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{施工能力評価点} + \text{地域貢献評価点} + \text{公契約評価点} \\ \hline (50 \text{ 点満点}) \\ \hline \end{array}$$

施工能力評価点 (20点満点)

- ・ 工事成績 ★
- ・ 優良工事実績
- ・ 配置予定技術者の資格
- ・ 配置予定技術者の実績

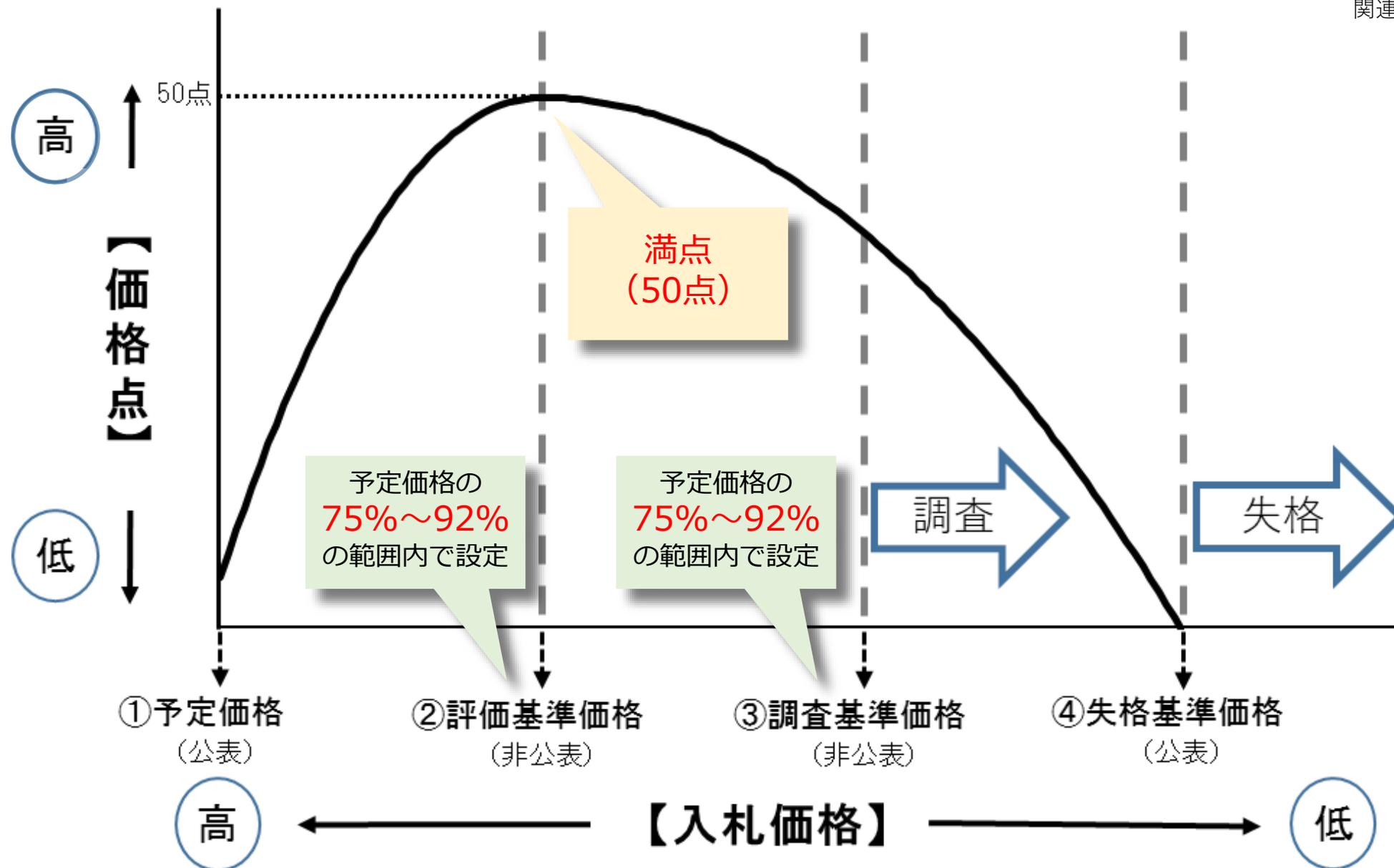
地域貢献評価点 (15点満点)

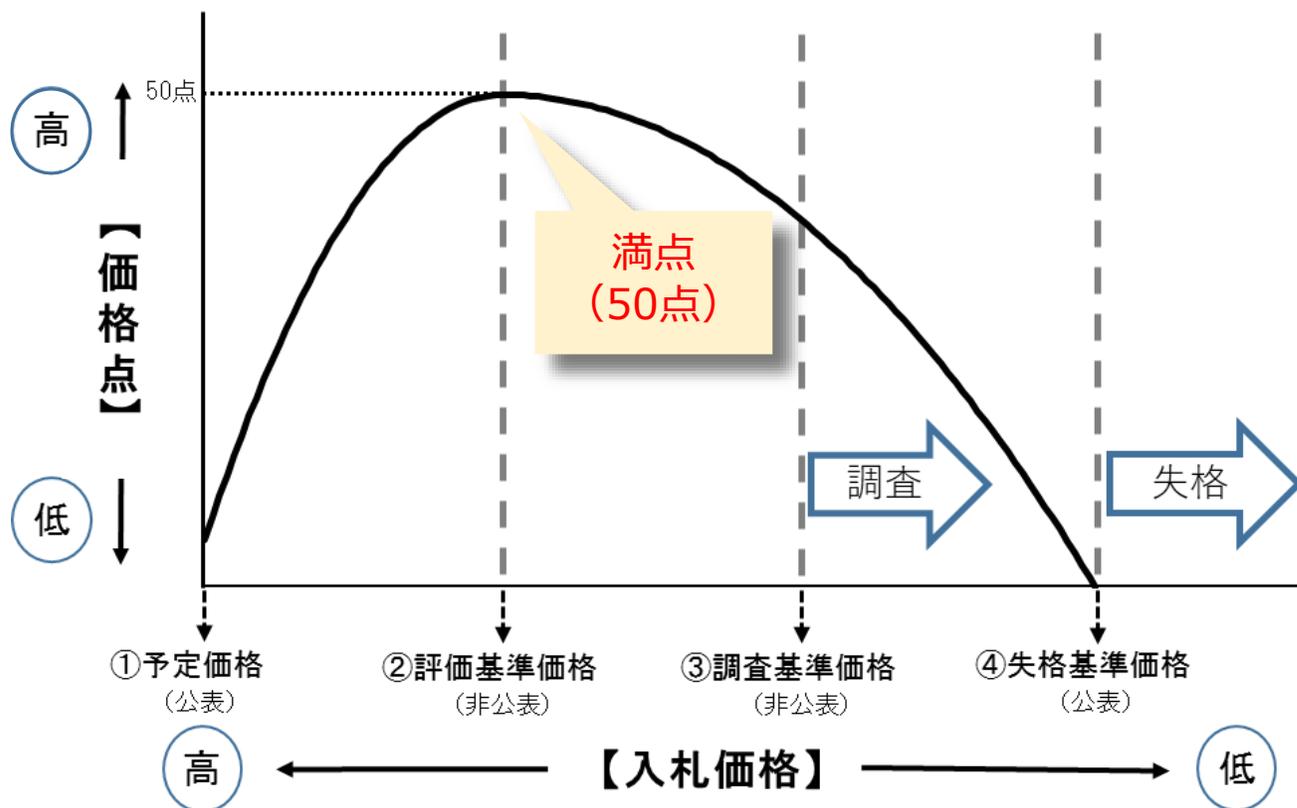
- ・ 災害時協力協定 ★
- ・ 区内本店事業者 ★
- ・ 地域経済振興 ★

公契約評価点 (15点満点)

- ・ 賃金支払の状況 ★
- ・ 労働福祉の状況 ★
- ・ 労働安全衛生 ★
- ・ 建設キャリアアップシステム
- ・ 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス
- ・ 障害者雇用
- ・ 若年者雇用

※評価項目は上記の中から案件ごとに選択 (★の項目は必須)





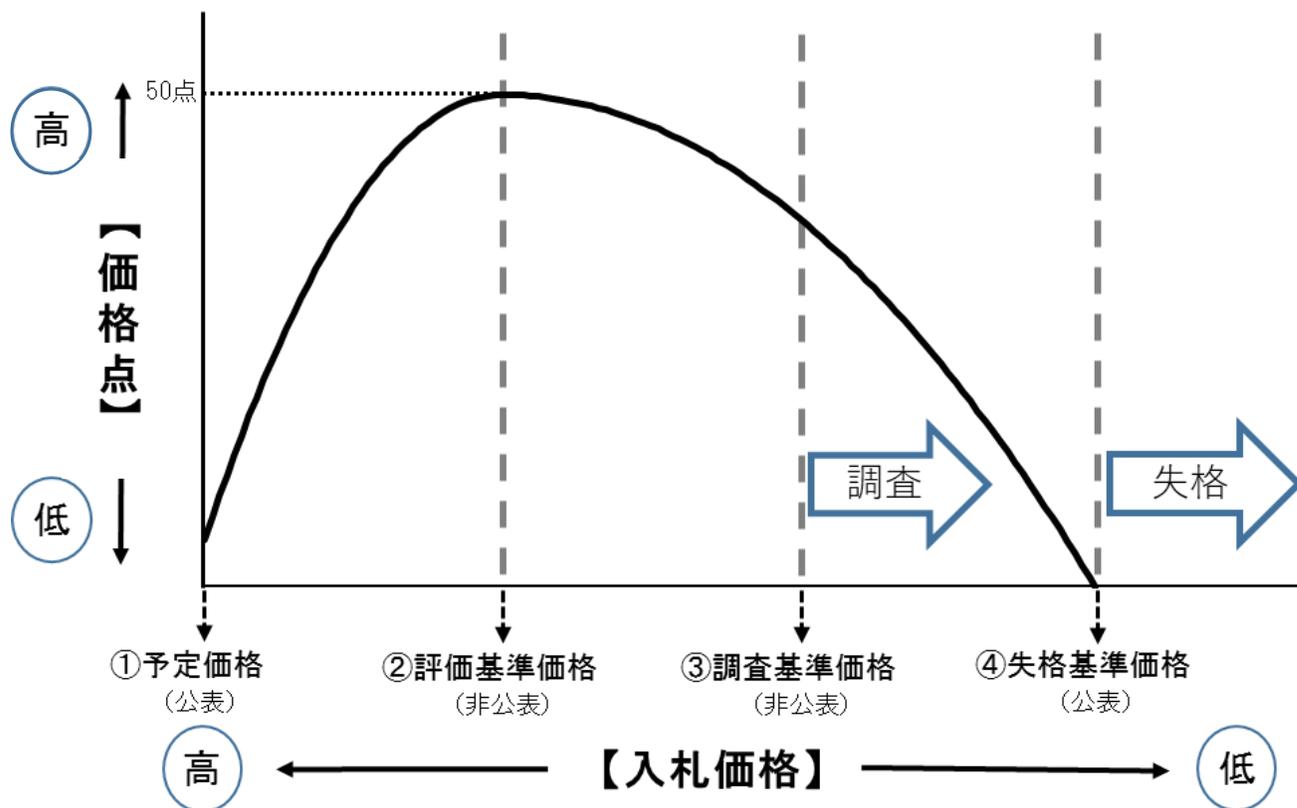
評価基準価格

- 適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格
- 予定価格の75%~92%の範囲内で設定

評価基準価格 =

直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 +
現場管理費 × 0.9 + 一般管理費等 × 0.55 +
発生材売却費等

※解体工事の場合は直接工事費の乗率を0.8とする。



価格点の算出式

■ 「入札価格 ≧ 評価基準価格」 の場合

$$\text{価格点} = 50 - 50 \times \frac{9 \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left(\frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - 1 \right)^2}$$

■ 「入札価格 < 評価基準価格」 の場合

$$\text{価格点} = 50 - 50 \times \frac{\left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{\left(\frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{失格基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}$$

工事成績（－2点～13点）

評価対象

令和4年度案件の場合、平成29年度以降の完了工事

- 当該年度および前5年度に完了した世田谷区発注工事のうち、**直近3件**の平均によって評価
- 工事实績が3件に満たない場合は、2件または1件を対象とする
- 工事实績がない場合は工事成績の評価点は0点
- 工事成績評価が**60点未満の場合は0点**とみなして平均を算定する

工事成績評価の公表

- これまで公表していなかった**詳細な評価項目**を公表
- 案件ごとの工事成績評価を経理課**窓口**で**閲覧可能**に

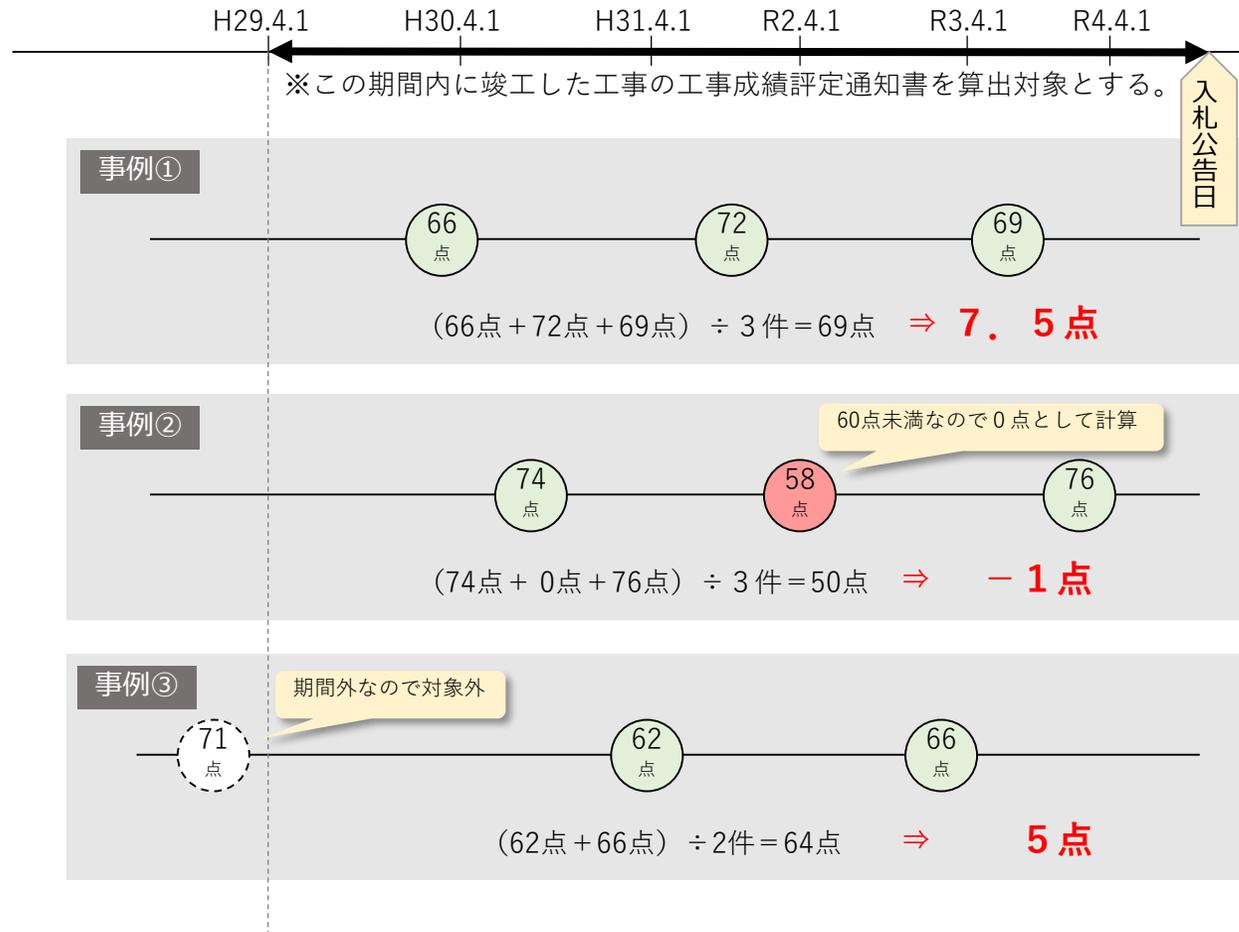
工事成績評価通知書の評定点の平均	評価点
80点以上100点以下	13点
79点以上80点未満	12.5点
78点以上79点未満	12点
77点以上78点未満	11.5点
76点以上77点未満	11点
75点以上76点未満	10.5点
74点以上75点未満	10点
73点以上74点未満	9.5点
72点以上73点未満	9点
71点以上72点未満	8.5点
70点以上71点未満	8点
69点以上70点未満	7.5点
68点以上69点未満	7点
67点以上68点未満	6.5点
66点以上67点未満	6点
65点以上66点未満	5.5点
64点以上65点未満	5点
63点以上64点未満	4.5点
62点以上63点未満	4点
61点以上62点未満	3.5点
60点以上61点未満	3点
40点以上60点未満	-1点
40点未満	-2点

従来の評価より細分化

減点

工事成績（-2点～13点）

評価例



工事成績評価通知書の評定点の平均	評価点
80点以上100点以下	13点
79点以上80点未満	12.5点
78点以上79点未満	12点
77点以上78点未満	11.5点
76点以上77点未満	11点
75点以上76点未満	10.5点
74点以上75点未満	10点
73点以上74点未満	9.5点
72点以上73点未満	9点
71点以上72点未満	8.5点
70点以上71点未満	8点
69点以上70点未満	7.5点
68点以上69点未満	7点
67点以上68点未満	6.5点
66点以上67点未満	6点
65点以上66点未満	5.5点
64点以上65点未満	5点
63点以上64点未満	4.5点
62点以上63点未満	4点
61点以上62点未満	3.5点
60点以上61点未満	3点
40点以上60点未満	-1点
40点未満	-2点

従来の評価より細分化

減点

優良工事実績（0点～3点）

評価対象

- 区が公表する「優良工事実績」に認定された工事の件数を評価
- 公表されている最新の年度を含む過去3年度分が対象

公表内容の変更点

- 従来 工事成績トップ10
- 「土木」「建築」「設備」「造園」の業種ごとに
 - 上位10位を公表



- 改定 優良工事実績
- 「土木」「建築」「電気設備」「機械設備」「造園」の業種ごとに
 - 上位10位以内のもので、かつ工事成績評価が70点以上のものを公表

内容	評価点
「優良工事実績」に認定されたものが2件以上ある	3点
「優良工事実績」に認定されたものが1件ある	2点
認定されたものがない	0点

配置予定技術者の資格（0点～2点）

評価対象

- 配置予定技術者が**保有する資格**を評価
- 一級技術者：一級施工管理技士など
二級技術者：二級施工管理技士など

内容	評価点
一級技術者	2点
二級技術者	1点

提出書類

- ・ 保有資格証の写し
- ・ 雇用関係を証明する書類（保険証の写しなど）

落札後の配置予定技術者の変更

- 落札後、やむを得ない事由により技術者を変更する場合で、同点以上の評価点を得ることができる方を配置できないとき
→ 当該工事の工事成績評定を **5点減点**

配置予定技術者の実績（0点～2点）

評価対象

- 配置予定技術者の**同種工事、類似工事の実績**を評価
- 同種工事：施工面積等の規模や金額などが発注工事と同程度以上の工事
類似工事：規模や金額が発注工事より小さいものの経験として有用な工事
（おおよそ同種工事の半分以上の工事）

具体的な要件は発注案件において提示

	監理（主任）技術者として係わった場合の評価点	担当技術者として係わった場合の評価点
同種工事	2点	1点
類似工事	1点	0.5点

提出資料

- ・ 実績確認資料（CORINS、契約書の写しなど）
- ・ 雇用関係を証明する書類（保険証の写しなど）

災害時協力協定（0点～6点）

災害時協力協定の締結

- 区と災害時協力協定を締結している団体、又はその構成員である場合に評価
- 対象となる協定は区ホームページに掲載
ホーム>目次から探す>区政情報>オンラインサービス・アプリ>世田谷区オープンデータポータルページ>くらし・手続き>災害時協力協定（ページ番号 5570）

提出書類

- ・ 災害時協力協定書の写し
（協定団体の構成員である場合は、組合員名簿等を含む）

内容	評価点
災害時協力協定を締結している団体、又はその構成員である	3点
災害時協力協定に基づく活動実績がある	3点
災害時協力協定の締結、活動実績いずれもない	0点

災害時協力協定に基づく活動実績

- 次の条件にすべて該当する活動実績を評価
 - ・ 区との災害時協力協定に基づく活動であること
 - ・ 災害の発生時に区の要請に基づいて行った活動であること
 - ・ 区で活動の実態が確認できるものであること
 - ・ 入札公告日の属する年度及びその前3年度内の実績であること

活動実績の申告方法

- 「地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書」により経理課に申告
 → 評価対象の活動であることを確認し、認定
- 事前申告が可能
（活動のあった日以降いつでも申告できます）

地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書

世田谷区財務部経理課様へ

所在地

事業者名

代表者名

世田谷区建設工事総合評価方式において、地域貢献評価点のうち災害時協力協定に基づく活動実績について評価点の認定を受けるため、下記のとおり申告します。

記

協定の名称				
協定期間（団体名）	年	月	日	
活動日				
活動内容				

※ 世田谷区との災害時協力協定の締結が必須（協定書が必要）を併せて提出すること。また、協定書である国の協定書である場合は、そのほかの資料（組合員名簿等）も添付すること。

世田谷区財務部経理課 世田谷区建設部

世田谷区建設工事総合評価方式における地域貢献評価点のうち、災害時協力協定に基づく活動実績に係る評価点（3点）について、認定します。
 なお、評価対象とする実績は入札公告日の属する年度及びその前3年度内のものに限り、

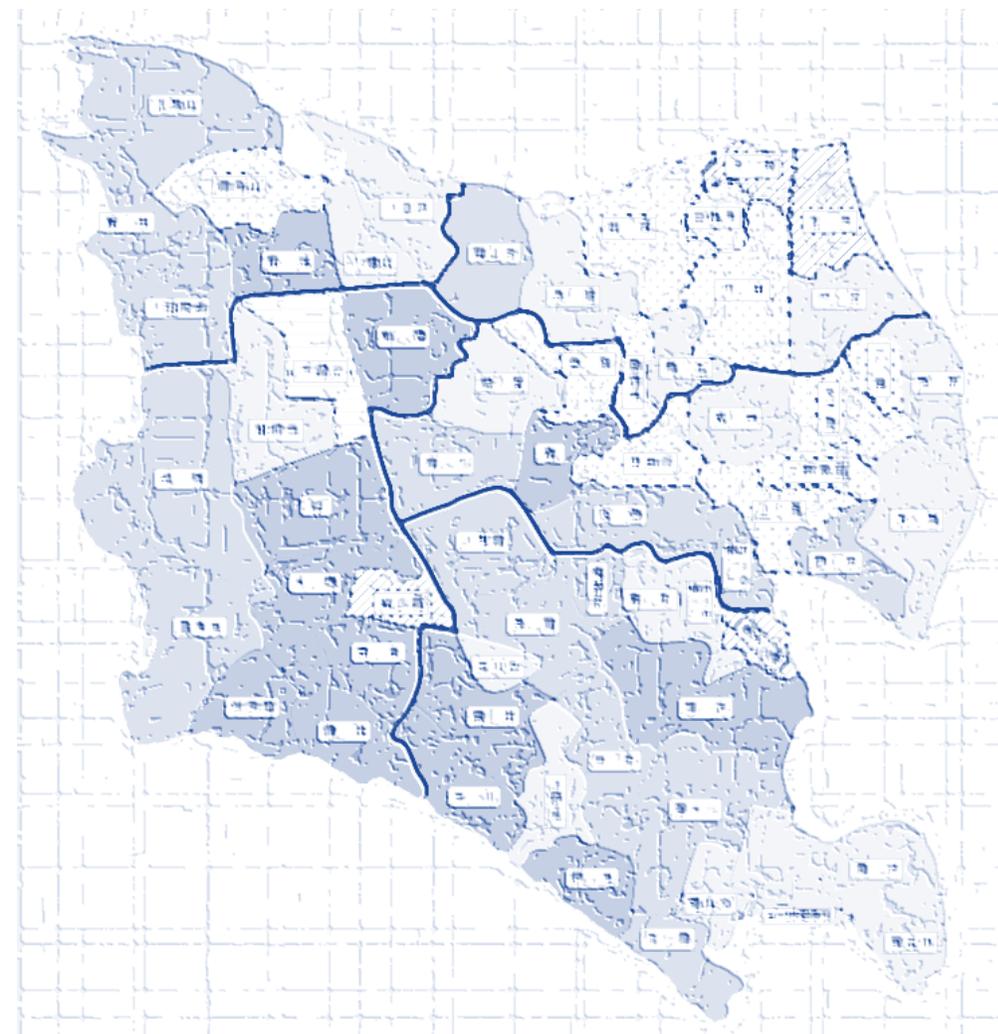
世田谷区財務部経理課
 電話：03-5432-2150～52、2435

区内本店事業者（0点～3点）

評価対象

- 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録されている本店所在地が世田谷区内の場合に評価

内容	評価点
本店所在地が世田谷区内である	3点
本店所在地が世田谷区外である	0点



地域経済振興（0点～6点）

評価対象

- 工事請負代金のうち、**自社施工及び区内事業者への下請負契約（一次下請）**の金額が占める**割合**を評価
- 対象となる工事は直近3件（当該年度及びその前3年度内）のうち、**入札参加者が選択した1件**

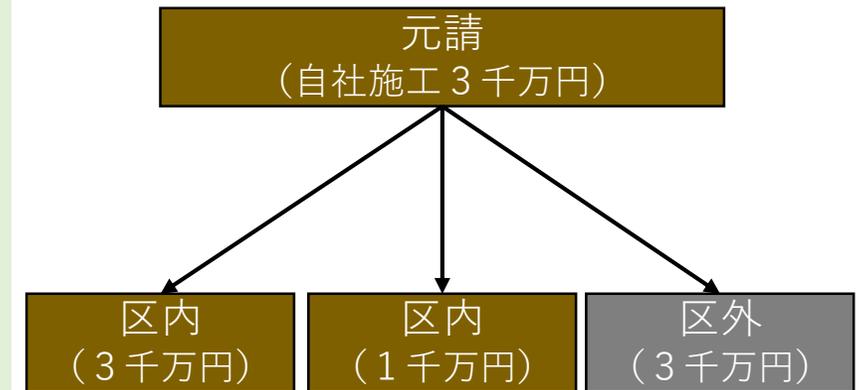
提出書類

- ・ 下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの）
- ・ 区内事業者への下請負契約書等の写し

内容	評価点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が 75%以上	6点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が 50%以上 75%未満	4点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が 25%以上 50%未満	2点
自社施工及び区内事業者への工事の下請負契約の割合が 25%未満	0点

評価例

工事請負代金 1 億円



$$\frac{3 \text{ 千万円} + 3 \text{ 千万円} + 1 \text{ 千万円}}{1 \text{ 億円}} = 70\%$$

→ 50%以上なので **4点**

賃金支払の状況（-2点～0点）

労働報酬下限額

- 区との契約において事業者が従事者へ支払う報酬の下限とすべき額
- 予定価格 **3千万円以上**の工事に適用
- **設計労務単価の85%**（見習い、手元等除く）

評価方法

- 発注工事に従事する労働者について労働報酬下限額を遵守できない場合は**減点**

内容	評価点
労働報酬下限額を 遵守できる	0点
労働報酬下限額を 遵守できない	-2点

※令和3年度現在の労働報酬下限額

■労働報酬下限額:東京都の公共工事設計労務単価(令和3年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円	25	土木一般世話役	2,710円
2	普通作業員	2,295円	26	高級船員	3,241円
3	軽作業員	1,658円	27	普通船員	2,561円
4	造園工	2,295円	28	潜水士	4,399円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,103円
6	とび工	2,965円	30	潜水送気員	3,029円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,962円
9	電工	2,731円	33	型わく工	2,795円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,103円	36	配管工	2,497円
13	溶接工	3,326円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,614円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,157円	39	板金工	3,039円
16	潜かん工	3,230円	41	サッシ工	2,731円
17	潜かん世話役	3,804円	43	内装工	2,975円
18	さく岩工	3,284円	44	ガラス工	2,731円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,434円
20	トンネル作業員	2,635円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,230円	50	交通誘導員A	1,658円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,477円
24	橋りょう世話役	3,783円	52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額:1時間当たり 1,365円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

賃金支払の状況（-2点～0点）

遵守の確認方法

入札時

- 従事を予定している**職種ごと**に、**最も安価な労働者の賃金支払予定額**を「労働報酬確認台帳兼誓約書」によって申告
- 賃金が労働報酬下限額を下回らないこと、工事竣工後に**証明書類**を提出することを**誓約**

工事竣工後

- 従事した**職種ごと**に、**最も低い額を支払った者の賃金台帳**又は**支払いを証する書類**の写しを提出
- 提出期限は**工事竣工月の翌月末日**まで

遵守できなかった場合

- 遵守できると申告していたにもかかわらず、労働報酬下限額以上の賃金の支払いが行われていなかった場合
→ 当該工事の工事成績評定を**10点減点**

労働報酬確認台帳兼誓約書

案件名							
職種名	令和 年度 労働報酬下限額 (円/日)	賃金額 (円/日)	確認欄	職種名	令和 年度 労働報酬下限額 (円/日)	賃金額 (円/日)	確認欄
特殊作業員				土木一般世役			
普通作業員				高級船員			
軽作業員				普通船員			
造園工				潜水士			
法面工				潜水連絡員			
とび工							
石工							
ブロック工							
電工							
鉄筋工				大工			
鉄骨工				左官			
塗装工				配管工			
溶接工				はつり工			
運転手(特殊)				防水工			
運転手(一般)				板金工			
潜かん工				サッシ工			
潜かん世役				内装工			
さく岩工				ガラス工			
トンネル特殊工				ダクト工			
トンネル作業員				保温工			
トンネル世役				設備機械工			
橋りょう特殊工				交通誘導員A			
橋りょう塗装工				交通誘導員B			
橋りょう世役				上記以外の職種			
				見習い・手元等			

最も安価な労働者の賃金支払予定額を記入

※ 対象労働者へ支払いを予定している賃金額のうち、各職種における最も安価な労働者の賃金額（台帳提出日現在の額）を記載すること。
※ 職種に関わらず、見習い・手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者については、「見習い・手元等」に分類すること。
※ 上記の労働報酬下限額は日額（1日当り時間勤務の場合）

入札への参加にあたり、本案件の落札者となった場合は下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 本件に従事する労働者へ支払う賃金が世田谷区の定める労働報酬下限額を下回らないこと。
- 2 工事が完了した日の属する月の翌月の末日までに職種ごとの賃金額のうち最も低い額を支払った者に係る賃金台帳又は支払いを証する書類の写しを、区に提出すること。

令和 年 月 日
世田谷区契約担当者 あて

誓約書を兼ねる

所在地 _____
事業者名 _____
代表者名 _____

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

東京都知事 許可
審査基準日

電話番号
資本金額
完成工事高/売上高(%)
行政記入欄

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						自己資本額及び利益額		数値	点数	
			2年平均	評点(X1)	元請完成工事高 2年平均	一級	(講習受講)	監理補佐	基幹	二級	その他	評点(Z)			自己資本額
	土木一式														
	プレストレストコンクリート構造物														
	建築一式														
	大工														
	左官														
	とび・土工・コンクリート														
	法面処理														
	石														
	屋根														
	電気														
	管														
	タイル・れんが・ブロック														
	鋼構造物														
	鋼構上部														
	鉄筋														
	舗装														
	しゅんせつ														
	板														
	ガラス														
	塗														
	防														
	内装														
	機械器														
	熱気														
	造														
	さ														
	建														
	水道														
	消防														
	清掃														
	解														
	そ														
	(参考)														
	科目														
	固定資産														
	流動負債														
	固定負債														
	利益剰余金														
	自己資本														
	総資本(当期)														
	総資本(前期)														

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額		
利益額		
評点(X2)		
その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
労働年数		
労働年数		
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の有無		
防災協定の締結の有無		
防災協定の締結の有無		

雇用保険加入の有無	有
健康保険加入の有無	有
厚生年金保険加入の有無	有
建設業退職金共済制度加入の有無	有
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	有
法定外労働災害補償制度加入の有無	有
労働福祉の状況	45

●「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において2期平均を採用した場合の評点または数値。
●「行政記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

[金額単位：千円]

労働福祉の状況（0点～3点）

評価対象

■ **経営事項審査**における「労働福祉の状況」の点数を評価

提出書類

- ・ 経営規模等評価結果通知書の写し

内容 （「労働福祉の状況」の点数）	評価点
45点	3点
30点	2点
15点	1点
5点以下	0点

経営事項審査における点数構成

■ 次の加点項目、減点項目によって審査される
（-120点～45点）

加点項目

（1項目15点）

- ・ **建設業退職金共済制度**への加入
- ・ **退職一時金制度**又は**企業年金制度**の導入
- ・ **法定外労働災害補償制度**への加入

減点項目

（1項目-40点）

- ・ 雇用保険の未加入
- ・ 健康保険の未加入
- ・ 厚生年金保険の未加入

雇用保険加入の有無	有
健康保険加入の有無	有
厚生年金保険加入の有無	有
建設業退職金共済制度加入の有無	有
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	有
法定外労働災害補償制度加入の有無	有
労働福祉の状況	45

関連資料 手引き p.15、建災防パンフレット、コスモス認定リーフレット

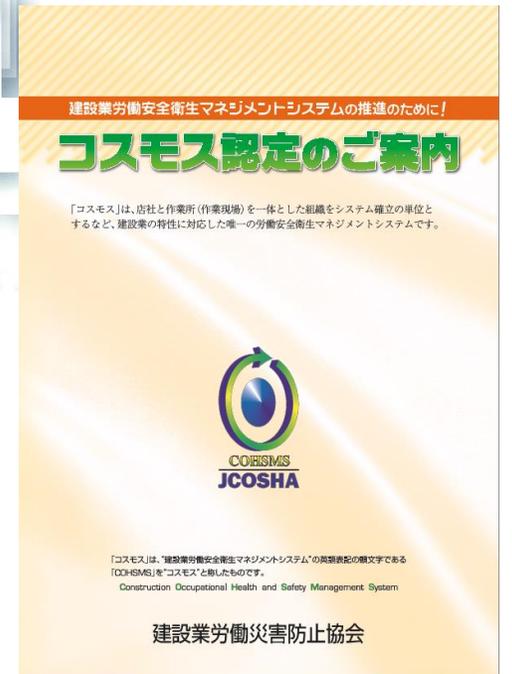
労働安全衛生（0点～4点）

評価対象

- 建設業労働災害防止協会への加入有無
- コスモス (COHSMS) 又はコンパクトコスモス (COMPACT COHSMS) 認定の有無

提出書類

- ・ 建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し
- ・ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム認定書の写し



内容	評価点
建設業労働災害防止協会へ加入している	2点
コスモス又はコンパクトコスモスの認定を受けている	2点
いずれの加入、認定もない	0点

労働安全衛生（0点～4点）

建設業労働災害防止協会（建災防）とは

- 労働災害防止団体法に基づき建設業における労働災害防止を図ることを目的に設置された団体
- 安全管理士等による技術指導、安全診断、安全パトロール等が受けられる
- 加入するには、都道府県支部に申込書を提出（東京支部 03-3551-5372）



建設業労働災害防止規程の設定

建設業労働災害防止5カ年計画の策定

安全管理士や衛生管理士による指導・援助活動

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の展開

全国建設業労働災害防止大会の開催

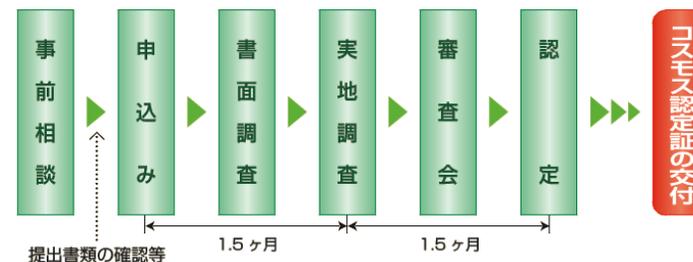
コスモス認定とは

- 事業者の建設業労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況を評価し、認定する制度
- コンパクトコスモスは中小規模建設事業場（労働者50人未満程度）が対象
- 認定期間3年間、認定料約110万円（コンパクトコスモスは約58万円）
- 相談・申込は建災防コスモスセンターへ（03-3453-1306）



コスモス認定マーク

認定までの主な流れ



建設キャリアアップシステム（0点～2点）

評価対象

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）への**事業者登録**の有無

提出書類

- ・ 事業者登録していることがわかる資料
（「事業者情報登録完了のお知らせ」はがきの写し、事業者登録の完了メールの写し、**事業者ログイン画面**の写し等）

はがきやメールが残っていない場合、システムの画面で確認可能
（ログイン後、「510_閲覧」→「10_自社情報」）

内容	評価点
事業者登録をしている	2点
事業者登録をしていない	0点

建設キャリアアップシステム(CCUS)とは

- 建設業に従事する技能者の就業履歴や保有資格等を、業界統一のルールで蓄積することにより、技能者の処遇改善や技能研鑽を図る仕組み

システムへの登録	現場での読取り	就業履歴の蓄積
<p>登録すると、技能者にカードが交付</p>  <p>本人情報、保有資格、社会保険加入 等</p>	<p>現場に設置されたカードリーダー等でカードを読み取り</p>  <p>現場名、工事内容、施工体制 等</p>	<p>保有資格と就業履歴により技能レベルがステップアップ</p> 

建設キャリアアップシステム（0点～2点）

建設キャリアアップシステムの登録手続き

■ 事業者、技能者の登録はインターネット、窓口（認定登録機関）で申請可能

■ 登録・利用に必要な費用

事業者の費用

登録料・更新料（5年ごと）

資本金	登録料
一人親方	0円
一人親方以外の個人事業主	6,000円
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
}}	}}

管理者ID利用料（毎年）

ID数	料金
1ID	11,400円 ※一人親方は 2,400円

現場利用料

現場利用料	料金
1回 (1人日・現場当たり)	10円

技能者の費用

登録料（有効期限10年）

型	登録料
簡略型	2,500円
詳細型	4,900円

登録・利用に関するサポート

- （一財）建設業振興基金によるZOOMを活用したサテライト説明会
- システム登録・運用ポイント等を発信しているYouTube公式チャンネル「CCUSチャンネル」
- CCUS登録行政書士による代行申請
- CCUS認定アドバイザーによる指導・助言等
- 厚生労働省による助成金（建設事業主団体によるカードリーダーの購入や専用アプリの利用等）

関連資料 手引き pp.16-18、東京ライフ・ワーク・バランス認定企業募集

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス (0点～2点)

評価対象

■ 次の制度について認定を受けている **数** を評価

- ・ **東京ライフ・ワーク・バランス認定**
- ・ **えるぼし認定**
- ・ **くるみん認定**

提出書類

- ・ 東京ライフ・ワーク・バランス認定状の写し
- ・ 基準適合一般事業主認定通知書の写し
(えるぼし認定・くるみん認定)
- ・ 基準適合認定一般事業主認定通知書の写し
(プラチナくるみん認定)

内容	評価点
2つ以上 の認定がある	2点
1つ の認定がある	1点
いずれの認定もない	0点

東京ライフ・ワーク・バランス認定とは

■ **東京都**産業労働局が実施

■ 生活と仕事の調和の実現に向けて優れた取組み（休暇取得促進、育児と仕事の両立推進、多様な勤務形態、女性活躍促進など）を行っている中小企業等を認定する制度

■ 対象

都内に本社または主たる事務所を置き、常時雇用する**従業員の数**が**300人以下**の企業等

■ 認定スケジュール (令和3年度の例)

- ・ 4月～6月 募集
- ・ 6月～10月 審査
- ・ 12月 認定企業決定



関連資料 手引きpp.16-18、えるぼし認定リーフレット
くるみん認定リーフレット

男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス (0点~2点)

えるぼし認定とは

■厚生労働省が実施

相談先 東京労働局雇用環境・均等部
(03-3512-1611)

- 女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たす企業について、**女性の活躍促進**に関する状況などが優良な企業として認定する制度
- 「**一般事業主行動計画**」の策定・届出を行った事業者のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定

一般事業主行動計画の策定・届出

- ・女性の活躍に関する状況の把握、課題分析
- ・行動計画の策定、社内周知、外部公表
- ・行動計画を策定した旨の届出

女性の活躍に関する情報公表

- ・女性の活躍に関する状況について「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページ等に公表

えるぼし認定申請

- ・行動計画の策定、届出を行った事業者のうち一定の要件を満たした場合に認定



くるみん認定とは

■厚生労働省が実施

相談先 東京労働局雇用環境・均等部
(03-3512-1611)

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、一定基準を満たす企業について、**子育てサポート企業**として認定する制度
- 「**一般事業主行動計画**」の策定・届出を行った事業者のうち、10項目の認定基準（育児休業取得率、法定時間外労働時間数など）を満たした場合に認定

一般事業主行動計画の策定・届出

- ・仕事と子育ての両立にあたっての障害や労働者のニーズを把握
- ・行動計画の策定、社内周知、外部公表
- ・行動計画を策定した旨の届出

行動計画の実施

- ・行動計画に掲げた対策を実施し、目標を達成するために取り組む

くるみん認定申請

- ・行動計画期間の終了後に申請し、10項目の認定基準を満たした場合に認定



障害者雇用（-2点～2点）

評価対象

- 障害者の雇用状況
- 法定雇用義務の有無に応じて評価区分が異なる
- 義務のある事業者が法定雇用率を達成していない場合は減点

提出書類

- 法定雇用義務がある事業者の場合
 - ・ 直近で公共職業安定所（ハローワーク）宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- 法定雇用義務がない事業者の場合
 - ・ 障害者を雇用していることがわかる資料（障害者本人の雇用保険証、労働契約書、賃金支払い資料、障害者手帳の写し等）

法定雇用義務がある事業者の場合

内容	評価点
法定雇用率を達成の上、 加えて1名以上 を雇用	2点
法定雇用率を 達成	0点
法定雇用率を達成していない	-2点

法定雇用義務がない事業者の場合

内容	評価点
1名以上 雇用	2点
雇用していない	0点

※「1名」の定義は障害者雇用促進法における雇用率算定の考え方に準じる

障害者雇用についての相談先

- ハローワーク渋谷
- 障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア
- 世田谷区障害者就労支援センター

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

東京都知事 許可
審査基準日

電話番号
資本金額
完成工事高/売上高(%)
行政庁記入欄

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数							自己資本額及び利益額		数値	点数
			2年平均	評点(X1)	2年平均	一級	(講習受講)	監理補佐	基幹	二級	その他	評点(Z)	自己資本額		
土	木一式 プレストレストコンクリート構造物														
建	築一式														
大	工														
左															
右															

若年技術職員の継続的な育成及び確保	該当
新規若年技術職員の育成及び確保	該当
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2

内	機械	熱	電気	造	さ	建	水	消	清	解	そ	の	他	計
機	絶	線	通	信	園	井	道	施	設	施	設	体	解	
熱	電	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
電	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
造	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
さ	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
建	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
水	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
消	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
清	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
解	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
そ	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
の	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
他	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	
計	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	

(参考)

科目	単独決算	科目	単独決算	経営状況	単独決算	経営状況	単独決算
固定資産		売上高		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益		評点(Y)			
総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)					
総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)					

[金額単位：千円]

若年技術職員の継続的な育成及び確保	
新規若年技術職員の育成及び確保	
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	
技術者数	人
レベル向上者数	人
技能者数	人
控除対象者数	人
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	
評点(W)	

●「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において2期平均を採用した場合の評点または数値。
●「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

若年者雇用（0点～2点）

評価対象

- **経営事項審査**における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規若年技術職員の育成及び確保」の**該当数**を評価

提出書類

- ・ 経営規模等評価結果通知書の写し

内容	評価点
2つとも該当	2点
いずれか1つのみ該当	1点
該当なし	0点

経営事項審査における該当要件

- 若年技術職員の継続的な育成及び確保
 満35歳未満の技術職員の人数の割合が、技術職員の人数合計の**15%以上**の場合、該当
- 新規若年技術職員の育成及び確保
 満35歳未満の技術職員のうち審査対象年内に**新たに技術職員となった者**の割合が、技術職員の人数合計の**1%以上**の場合、該当

若年技術職員の継続的な育成及び確保	該当
新規若年技術職員の育成及び確保	該当
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2

「世田谷で働こう！」若年者就職応援プログラム（参加無料）

■ 採用促進プログラム

合同企業説明会や就活者との座談会、会社見学ツアー等を実施

■ 定着促進プログラム

若手社員向けの研修、指導者向けの人材育成に必要な知識のノウハウの研修を実施



評価項目	提出書類	
全体	・世田谷区建設工事総合評価方式評価点申告書（様式1）	
施工能力評価点	工事成績	なし
	優良工事实績	なし
	配置予定技術者の資格	・配置予定技術者の保有資格証の写し ・雇用関係を証明する書類
	配置予定技術者の実績	・配置予定技術者の実績確認資料 ・雇用関係を証明する書類
地域貢献評価点	災害時協力協定	・災害時協力協定の写し ・地域貢献評価点（災害時協力協定活動実績）申告書（様式2）（事前申告可）
	区内本店事業者	なし
地域経済振興	地域経済振興	・下請使用状況届の写し（工事竣工時の最新のもの） ・区内事業者への下請負契約書等の写し
	賃金支払の状況	・労働報酬確認台帳兼誓約書（様式3）
公契約評価点	労働福祉の状況	・経営規模等評価結果通知書の写し
	労働安全衛生	・建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認定書の写し
	建設キャリアアップシステム	・事業者登録していることがわかる資料（「事業者情報登録完了のお知らせ」等）
	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	・東京ライフ・ワーク・バランス認定状の写し ・基準適合一般事業主認定通知書の写し（えるぼし認定・くるみん認定） ・基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（プラチナくるみん認定）
障害者雇用	【法定雇用義務がある事業者の場合】	・直近で公共職業安定所宛に提出した障害者雇用状況報告書の写し
	【法定雇用義務がない事業者の場合】	・障害者を雇用していることがわかる資料（障害者本人の雇用保険証、労働契約書、賃金支払い資料、障害者手帳の写し等）
若年者雇用	・経営規模等評価結果通知書の写し	

提出方法

東京電子自治体共同運営電子申請によって電子データで提出

電子申請の画面イメージ



※実際の申請画面は変更となる場合があります

提出期限

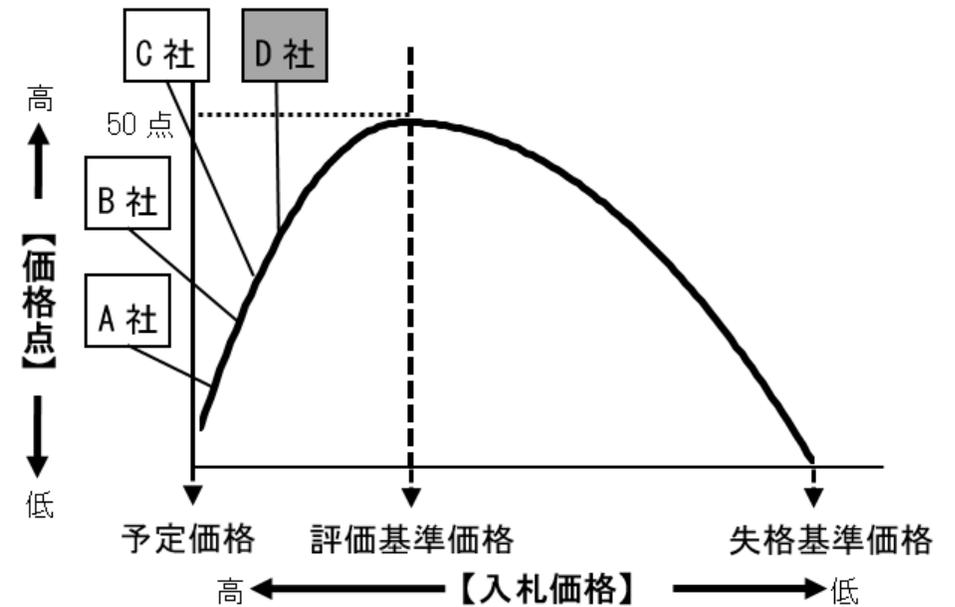
質問締切と同期限を予定 （従来の総合評価方式より10～15日程度準備期間を延長）

事例1

■ 予定価格	5,000万円（税抜）	
■ 評価基準価格	4,500万円（税抜）	※実際には非公表
■ 失格基準価格	3,500万円（税抜）	

全ての事業者が評価基準価格よりも高い金額で入札した場合

	入札価格	価格点	施工能力 評価点	地域貢献 評価点	公契約 評価点	価格点以外 の合計	評価値 (合計)	順位
A社	4,950万円	13.55点	13点	10点	7点	30点	43.55点	4位
B社	4,900万円	21.2点	10点	6点	9点	25点	46.2点	3位
C社	4,850万円	27.95点	7.5点	8点	6点	21.5点	49.45点	2位
D社	4,800万円	33.8点	6点	8点	4点	18点	51.8点	1位 (落札)



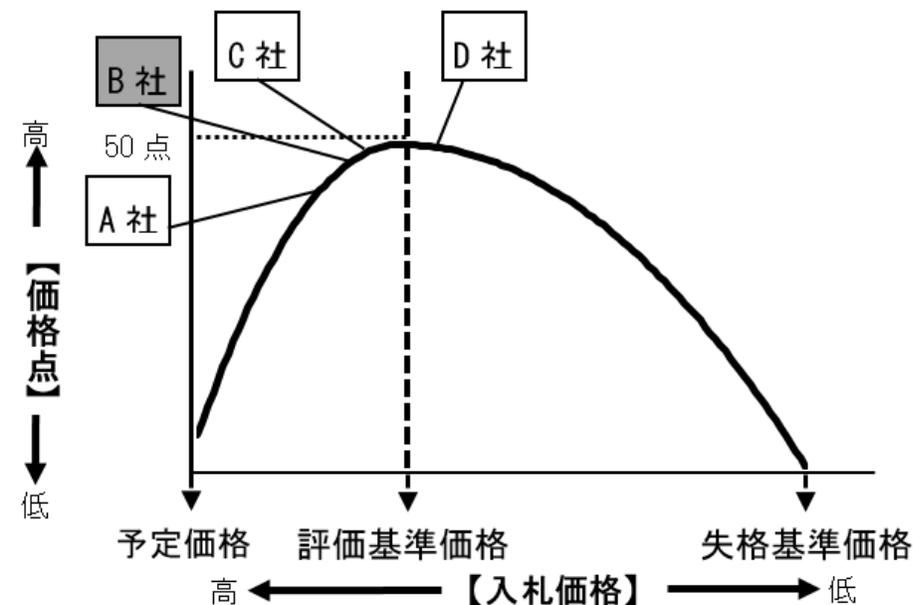
⇒ 予定価格近辺での入札では価格点の差が大きく、価格点が優位な事業者が落札しやすい

事例2

- 予定価格 5,000万円（税抜）
- 評価基準価格 4,500万円（税抜） ※実際には非公表
- 失格基準価格 3,500万円（税抜）

評価基準価格近辺で入札が行われた場合

	入札価格	価格点	施工能力 評価点	地域貢献 評価点	公契約 評価点	価格点以外 の合計	評価値 (合計)	順位
A社	4,700万円	42.8 点	13 点	10点	7点	30 点	72.8 点	2位
B社	4,600万円	48.2 点	10 点	6点	9点	25 点	73.2 点	1位 (落札)
C社	4,550万円	49.55 点	7.5点	8点	6点	21.5 点	71.05 点	3位
D社	4,450万円	49.875点	6 点	8点	4点	18 点	67.875点	4位



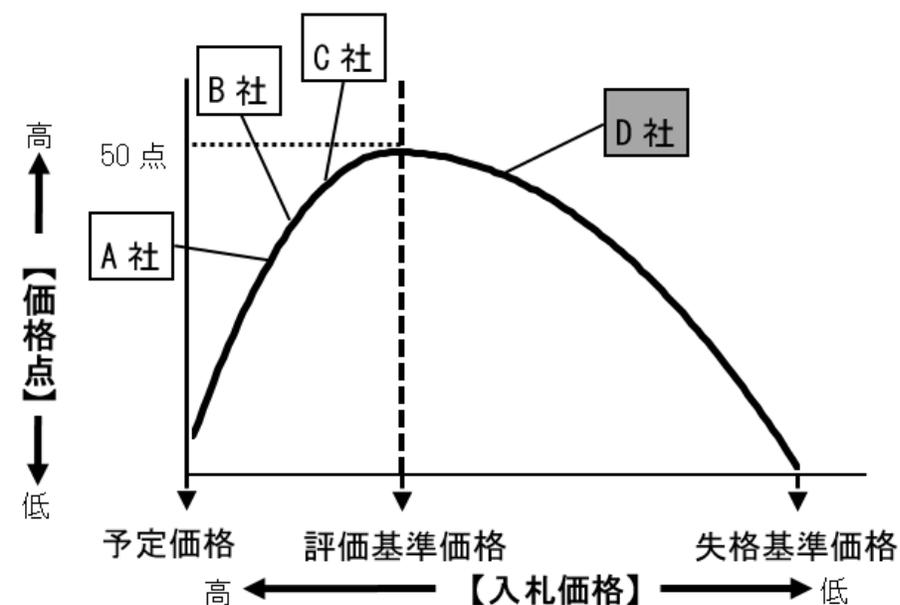
⇒ 評価基準価格近辺での入札では価格点の差が小さく、価格点以外の点数が大きく影響する

事例3

- 予定価格 5,000万円（税抜）
- 評価基準価格 4,500万円（税抜） ※実際には非公表
- 失格基準価格 3,500万円（税抜）

評価基準価格を上回る価格と下回る価格に入札が分かれた場合

	入札価格	価格点	施工能力 評価点	地域貢献 評価点	公契約 評価点	価格点以外 の合計	評価値 (合計)	順位
A社	4,800万円	33.8 点	13 点	10点	7点	30 点	63.8 点	3位
B社	4,750万円	38.75 点	10 点	6点	9点	25 点	63.75 点	4位
C社	4,700万円	42.8 点	7.5点	8点	6点	21.5 点	64.3 点	2位
D社	4,250万円	46.875点	6 点	8点	4点	18 点	64.875点	1位 (落札)



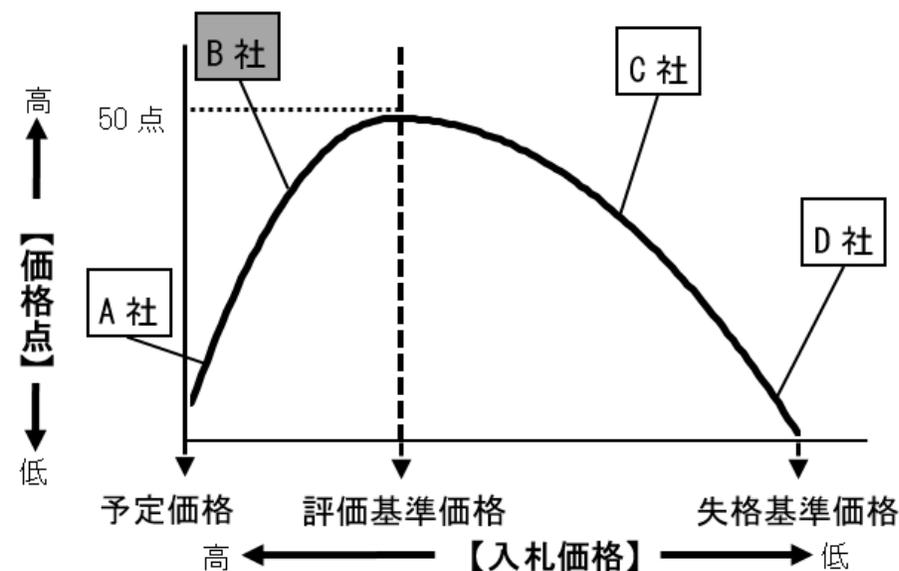
⇒ 評価基準価格を下回ると価格評価が逓減するが、過度な低価格入札でなければ落札することもできる

事例4

- 予定価格 5,000万円（税抜）
- 評価基準価格 4,500万円（税抜） ※実際には非公表
- 失格基準価格 3,500万円（税抜）

失格基準価格近辺の入札があった場合

	入札価格	価格点	施工能力 評価点	地域貢献 評価点	公契約 評価点	価格点以外 の合計	評価値 (合計)	順位
A社	4,950万円	13.55 点	13 点	10点	7点	30 点	43.55 点	3位
B社	4,750万円	38.75 点	10 点	6点	9点	25 点	63.75 点	1位 (落札)
C社	4,000万円	37.5 点	7.5点	8点	6点	21.5 点	59 点	2位
D社	3,600万円	9.5 点	6 点	8点	4点	18 点	27.5 点	4位



⇒ 評価基準価格を下回ると価格評価が逓減するため、失格基準価格に近い入札では落札しにくくなる

試行実施予定件数

- 建築工事 **8件程度**
(建築工事、運動場施設、解体工事、一般塗装、防水など)
- 設備工事 **5件程度**
(電気工事、給排水衛生工事、空調工事など)
- 土木工事 **5件程度**
(道路舗装工事、一般土木工事など)
- 造園工事 **3件程度**

※全体の発注の1割程度を想定

事業者の皆様へのアンケート

- よりよい制度を目指して、入札に参加された事業者の皆様へのアンケートを予定しています

ご協力をお願いいたします

価格点以外の評価点の換算方法

- 選択した評価項目の満点をもとに**50点満点に換算**

(例) 必須項目のみ適用する場合

・ 価格点	50点満点	} 35点満点
・ 施工能力評価点	13点満点	
・ 地域貢献評価点	15点満点	
・ 公契約評価点	7点満点	

⇒ 価格点以外の評価項目は**50/35を乗じ、50点満点に換算**して評価

■ 主な質問項目

- ・ 総合評価方式への参加意欲
- ・ 証明書類の提出等に要する期間、事務負担
- ・ 各評価項目の達成難易度、達成への意欲
- ・ 各評価項目、配点に関するご意見
- ・ 制度全般に関するご意見

その他の取組み

予定価格の公表

従来

予定価格2,000万円以上
→事前公表

予定価格2,000万円未満
→事後公表



改定

全件 事前公表

※単価契約を除く

現場代理人の兼任

従来

単価契約の工事または
契約金額3,500万円未満の工事
(建築工事の場合は7,000万円未満の工事)

→ **2件まで**兼任可能



改定

単価契約の工事または
契約金額3,500万円未満の工事
(建築工事の場合は7,000万円未満の工事)

→ **3件まで**兼任可能

入札における標準見積期間

従来

資格確認通知（設計図書の提供）から開札まで

予定価格5,000万円未満
→ **約14日間**

予定価格5,000万円以上
→ **約21日間**



改定

資格確認通知（設計図書の提供）から開札まで

予定価格5,000万円未満
→ **約21日間**

予定価格5,000万円以上
→ **約28日間**